

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年2月9日（平成28年（行情）諮問第130号）

答申日：平成28年5月18日（平成28年度（行情）答申第58号）

事件名：特定刑事施設幹部職員名簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月16日付け大管発第1377号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、「文書1「幹部職員名簿」（平成27年度 特定刑事施設A）」に係る不開示部分（職員の氏名）の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

大阪矯正管区長は平成27年11月16日付け大管発第1377号行政文書開示決定通知書2（2）において、平成27年度特定刑事施設A幹部職員名簿記載のうち、医務部長、保健課長、医療課長（以下「本件対象者」という。）の3名に限定した上で、法5条4号及び6号に該当するとして氏名の部分を不開示とした。

しかし、本件対象者3名は特定刑事施設Aの矯正医療の現場において受刑者に対し、重大な決定権を持つ医務部の幹部職員であり、法の最大の目的の一つでもある「幹部職員の責任」という観点から、原処分は違法・不当である。

当該刑事施設が収容人員の少ない2部制の小さな刑事施設なら不当な圧力云々、保安事項等の異常事態発生云々を理由に医務課の最高責任者である課長の氏名を不開示にすることも許されるかも知れないが、同所のような収容人員2000人を超える6部制

のマンモス刑事施設では年間における被収容者の死亡率の高さや医療事故多発等の重大性から責任者は誰なのかということ明らかにする必要がある。そして、その部署の長ということではなく、医療において決定権を持つ責任者として、一切の誤魔化しはさせないという見地からも本件対象者の個人名を公開することが要求される。

また、前年度の同所の幹部職員名簿には、これら3名の氏名に関する不開示部分の決定はなく、特定氏名A、特定氏名B及び特定氏名Cの氏名はマスキングではなく開示されている。そして、国立印刷局編の職員録は全国の矯正施設に勤務する看守長以上の幹部職員の官名と氏名を公開している。

この職員録の法的社会的な意義も本件不服申立て内容を判断する場合、検討材料にすべきであることはいうまでもない。

本件対象者3名の官名は法務技官である。この法務技官がどのような地位にあるのか不明であるが、同所には氏名が開示されている法務技官が4名存在する。これら4名の幹部職員に対しては、被収容者からの不当圧力、保安事故のおそれは懸念されず医務部所属の職員のみ該当するという判断も不自然極まりなく、何ら根拠のない不開示決定である。また、医務部長の官名が前年度までは法務事務官で、今年度のみ法務技官というのも不可解である。

以上のとおり、我々被収容者の生命・身体等の健康、矯正医療の実権を把握する上記3名の氏名は法の趣旨に照らして、開示されなければならない。本件不開示部分の決定は取り消しを免れない。

(2) 意見書

ア 理由説明書2(1)～(4)(下記第3の2(1)ないし(4))

は、一般論であり、特定刑事施設Aに該当するとは限らない。特に(2)の医師の充足率や交通の便の問題については、同所の諸事情に該当せず同(3)、(4)も説明が抽象的にすぎて具体的に乏しいため、同2の「等の事情があり～」以降の説明も的を得ない主張である。

イ 同2の後段によると医師の氏名は法5条6号の不開示情報に該当する上に、非収容者による暴動の発生、同発生の危険を高めるおそれありとして法5条4号にも該当する旨の記述がある。

しかし、専らここで問題となる「暴動」云々は昨年特定刑事施設Cに勤務していた医務部幹部でもある医師による「肛門虐待」等が発端で被収容者らが蜂起した言わば決死の賜物であり、

あの暴動が同所医務部の悪しき病巣でもあった究極の人権侵犯を根絶に導いたといっても過言ではない。この様な歴史的事情に鑑みれば、特定刑事施設が人道に基づいた適正な医療措置を遂行していれば受刑者による不当圧力、中傷、攻撃等を被害妄想に取り付かれたかのごとく過剰に懸念する必要はないのであり、諮問庁の主張は失当である。

ウ ところで、平成26年度の特定刑事施設A幹部職員名簿には、本件で一部不開示となった医師3名の氏名は記載されている。確かに職員録には同年以降医師（医務部長、保健課長及び医療課長）の氏名の記載はないが（それ以前には記述がある。）、職員録に記載がないのに処分庁は、平成26年度の特定刑事施設幹部職員名簿の中で3名の医師の氏名を開示している。この点において諮問庁の方針には、説明の付かない大きな矛盾が生じている。諮問庁はこの矛盾について説明すべきである。

エ なお、本件3名の医師の氏名は、法5条1号イの「法令の規定により、又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」に該当し、加えて法同号ロの「人の生命、健康生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」に該当するため同条4号及び6号よりも上記の条文が優先して正しく判断されるべきである。

オ 行政機関で勤務する、いわゆる幹部職員の氏名の開示（公表）の本来の趣旨、目的及び社会的責任を考えれば、被収容者の生命・健康を守るべき重要な地位に在る医師（部、課長たる幹部）の氏名はむしろ不開示にしてはいけない情報である。

そして、同所の医務部長と保健課長は勤続年数も決して短くなく、長年に亘り医務部に君臨しているという実状に照らせば、氏名の開示は独裁的で違法不当な医療措置を抑制する効果もある程度期待できる。

カ 以上のとおり、諮問庁の理由説明には理由がなく、本件決定は不当であるため取消しを免れない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求は、（1）「幹部職員名簿」（平成27年度 特定刑事施設A）、（2）平成22年特定月日付け首席矯正処遇官（処遇担当）指示第79号「担当保管薬の投与方法について」（平成22年 特定刑事施設B）及び（3）平成16年6月1日付け法務省

矯医第2385号法務省矯正局医療分類課長通知「神経性無食欲症患者の収容等について」（平成16年 特定刑事施設B）の開示請求について、大阪矯正管区長が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を開示としない決定（以下、第3においては「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、「幹部職員名簿」（平成27年度 特定刑事施設A）（文書1）の開示部分のうち、職員の氏名の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

文書1は、「職名」、「官名」、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」欄から構成されている表であるところ、不開示とされている職員の氏名は、特定刑事施設Aに勤務する医師3名（医務部長、保健課長及び医療課長）の氏名である。

被収容者に対する医療は、身柄の拘禁を行う国として当然に負うべき責務とされていることから、刑事施設では、医療を当該施設の医師が行い、必要な医療措置を講じているところであるが、医師が刑事施設という特殊な環境の下で勤務することについては、

- (1) 医師の待遇が民間より劣る場合が少なくないこと
- (2) 医師の充足率が低い地域や交通の便が悪い場所に施設が立地していることが多いこと
- (3) 患者の症例の種類が限定されているため、自己の医療技術の維持が困難な面があること
- (4) 患者である被収容者には、作業を免れたいなどの理由で詐病をする者、薬の処方を強要する者、ささいな事項で取り上げて国家賠償請求等を提起する者が少なくないこと

等の事情があり、刑事施設が、医師にとって魅力ある職場とはいえない実情があり、各刑事施設においては、医師の確保に多大な困難を来している状況にある。

また、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高いことから、刑事施設で勤務する医師の氏名を開示することとした場合、このような不当

な圧力等を受けることを恐れる医師が，刑事施設で勤務することをこれまで以上にためらい，その結果，刑事施設における医師の確保が，更に困難なものになることは明らかである。

よって，被収容者に対する医療措置という国が負う責務を全うすることが困難になり，施設における適正な医療事務の遂行に支障が生ずるおそれがあることから，当該医師の氏名は，法5条6号の不開示情報に該当する。さらに，その結果として，適正な医療措置が遂行できないことによって，死亡事故等や適正な医療を受けられないことを不満とする被収容者による暴動などが発生する，又はその発生の危険を高めるおそれがあり，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることから，法5条4号に該当する。

文書1で不開示とされている医師3名の氏名は，いずれも「国立印刷局編「職員録」（平成27年版）」（以下「職員録」という。）に掲載されていないことから，これらを開示した場合，当該医師に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりである。そして，この結果として，施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあると同時に，ひいては，公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから，当該医師の氏名は，法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

3 以上のとおり，本件決定は，妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ① 平成28年2月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月26日 | 審議 |
| ④ 同年3月30日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ 同年4月12日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施並びに本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年5月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙に掲げる文書1ないし文書3である。

処分庁は，本件対象文書について文書1の一部が法5条1号，4

号及び6号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、「幹部職員名簿」（平成27年度特定刑事施設A）」（文書1）に記載されている医務部長、保健課長及び医療課長の氏名（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）文書1について

文書1には、表題等のほか当該施設に勤務する幹部職員の「職名」、「官名」、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」が表形式で記載されており、所長については、「年齢」及び「勤務年数」の各欄が、医務部長、保健課長及び医療課長については、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」の各欄が、その余の幹部職員については、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」（記載のある11名についてのみ）の各欄が不開示とされている。

（2）医務部長、保健課長及び医療課長の氏名

ア 諮問庁の説明の要旨

不開示とされている職員の氏名は、特定刑事施設Aに勤務する医師3名（医務部長、保健課長及び医療課長）の氏名である。

被収容者に対する医療は、身柄の拘禁を行う国として当然に負うべき責務とされていることから、刑事施設では、医療を当該施設の医師が行い、必要な医療措置を講じているところであるが、医師が刑事施設という特殊な環境の下で勤務することについては、

- （ア）医師の待遇が民間より劣る場合が少なくないこと
 - （イ）医師の充足率が低い地域や交通の便が悪い場所に施設が立地していることが多いこと
 - （ウ）患者の症例の種類が限定されているため、自己の医療技術の維持が困難な面があること
 - （エ）患者である被収容者には、作業を免れたいなどの理由で詐病をする者、薬の処方強要する者、ささいな事項で取り上げて国家賠償請求等を提起する者が少なくないこと
- 等の事情があり、刑事施設が、医師にとって魅力ある職場とはいえない難い実情があり、各刑事施設においては、医師の確保に多

大な困難を来たしている状況にある。

また、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求する事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれが相当に高いことから、刑事施設で勤務する医師の氏名を開示することとした場合、このような不当な圧力等を受けることを恐れる医師が刑事施設で勤務することをこれまで以上にためらい、その結果、刑事施設における医師の確保が、更に困難なものになることは明らかである。

よって、被収容者に対する医療措置という国が負う責務を全うすることが困難になり、施設における適正な医療事務の遂行に支障が生ずるおそれがあることから、当該医師の氏名は、法5条6号の不開示情報に該当する。さらに、その結果として、適正な医療措置が遂行できないことによって、死亡事故等や適正な医療を受けられないことを不満とする被収容者による暴動などが発生する、又はその発生の危険を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることから、法5条4号に該当する。

文書1で不開示とされている医師3名の氏名は、いずれも職員録に掲載されていないことから、これらを開示した場合、当該医師に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりである。そして、この結果として、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとともに、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該医師の氏名は、法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

イ 検討

諮問庁の説明によると、本件不開示部分は、特定刑事施設に勤務する医師3名（医務部長、保健課長及び医療課長）の氏名であるとのことである。

そのことを踏まえて検討するに、医師に限らず刑事施設で勤務する職員は、その職務の性格上、その氏名等が被収容者等に

知られた場合，報復を企てようとする者等から不当な要求や威嚇等を受けるおそれがあると認められる。

また，当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ，当該医師の氏名を掲載していないことが認められる。

以上のことからすると，当該医師の氏名を公にした場合，報復を企てようとする者等から不当な要求や威嚇等を受けるおそれが高まり，このような不当な要求や威嚇等を受けることを恐れる医師が，当該氏名を公にしなかった場合に比して，刑事施設で勤務することをより一層ためらうこととなり，その結果，刑事施設における医師の確保が，現状よりも更に困難なものになり，刑事施設における適正な医療事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって，当該医師の氏名については，法5条6号柱書きに該当することから，同条4号について判断するまでもなく，これを不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は「職員録に記載がないのに大阪矯正管区長は，平成26年度の特定刑事施設A幹部職員名簿の中で3名の医師の氏名を開示している。」などと主張している。

そこで，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，当時発刊されていた国立印刷局編「職員録」（平成26年版）には医務部長，保健課長及び医療課長の氏名が掲載されていたため，当該幹部職員名簿の医務部長等の氏名を開示したが，本件開示請求時点で発刊されていた職員録には医務部長等の氏名は掲載されていないため，原処分においては当該氏名を不開示にしたとのことであるから，審査請求人の上記指摘を勘案しても，上記2（2）イ記載の判断は左右されるものではなく，審査請求人のその他種々主張する点を検討しても，当審査会の上記判断を左右するものはない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号，4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分は同号柱書きに該当すると認められるので，同条4号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

文書1 「幹部職員名簿」(平成27年度 特定刑事施設A)

文書2 平成22年11月4日付け首席矯正処遇官(処遇担当)指示第79号「担当保管薬の投与方法について」(平成22年 特定刑事施設B)

文書3 平成16年6月1日付け法務省矯医第2385号法務省矯正局医療分類課長通知「神経性無食欲症患者の収容等について」(平成16年 特定刑事施設B)